

生駒市と株式会社奈良クラブとの包括連携協力に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と株式会社奈良クラブ（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと相互に協力して、スポーツを通じた地域振興、市民の健康増進、青少年健全育成など様々な分野においてそれぞれの活動の充実を図るとともに、地域連携を積極的に推進し地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 市民自治活動・学びに関すること
- (2) 人権・多文化共生に関すること
- (3) こども・子育て支援に関すること
- (4) 学校・教育に関すること
- (5) 高齢者支援・障がい者支援に関すること
- (6) 健康づくり・医療に関すること
- (7) 産業・雇用就労に関すること
- (8) 脱炭素・循環型社会に関すること
- (9) 市民に対するチームのPRに関すること
- (10) 前各号に定めるもののほか、目的の達成に寄与すると認められる事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手の承認を得ず第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。なお、本協定終了後も、同様とする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間が満了する日の1カ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない時は、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月28日

甲 奈良県生駒市東新町8番38号
生駒市長



乙 奈良市内侍原町46-1
株式会社奈良クラブ
代表取締役社長

